

厚生労働大臣の定める掲示事項

◇ 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

施設基準等院内掲示

施設基準等院内掲示について

- ・個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について
- ・病院指定事項
- ・基本診療料の施設基準等
- ・特掲診療料の施設基準等
- ・その他の施設基準等
- ・入院基本料に関する事項
- ・食事サービスに関する事項
- ・入院期間が180日を超える入院について
- ・実費負担に関するお願い

別紙

- ・届出に関する掲示事項
- ・保険外負担一覧
- ・回復期リハビリテーション病棟疾患別集計
- ・回復期リハビリテーション病棟実績指数
- ・医療従事者の負担軽減・処遇改善についての施策
- ・勤務医(医師)の負担軽減・処遇改善に対する取組み項目
- ・看護職員の負担軽減・処遇改善に対する取組み項目

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書(外来・入院医療費明細書)を無料で発行することとしております。

公費負担・自己負担のない方でも、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点をご理解いただき、明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

病院指定事項

- ・健康保険医
 - ・労災保険指定病院
 - ・救急指定病院
 - ・原子爆弾被害者に対する援護に関する指定医療機関
 - ・生活保護指定医
 - ・短期入院協力病院
 - ・日本医療機能評価機構認定病院
 - ・福島県地域リハビリテーションいわき広域支援センター
 - ・初期臨床研修協力病院
 - ・福島県立医科大学 地域・家庭医療学講座協力医療機関
 - ・NST稼働施設
 - ・第一種協定指定医療機関
 - ・第二種協定指定医療機関
- ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項の規定に基づくもの

基本診療料の施設基準等

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・機能強化加算
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・在宅医療DX情報活用加算
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算2
- ・医師事務作業補助体制加算1(30:1)
- ・療養環境加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症者等療養環境特別加算(2人部屋／235号室)
- ・医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1)
- ・感染対策向上加算1(指導強化加算)
- ・後発医薬品使用体制加算3
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・データ提出加算2(口)
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算3
- ・地域医療体制確保加算
- ・地域包括医療病棟入院料(50対1看護補助体制加算)

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1 ※疾患別集計及び実績指数は別紙参照
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料5
- ・地域包括ケア病棟入院料1(看護職員配置加算)
- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算1

特掲診療料の施設基準等

- ・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算)
- ・外来リハビリテーション診療料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料2
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料
- ・救急搬送看護体制加算1
- ・外来腫瘍化学療法診療料2
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅酸素療法指導管理料(遠隔モニタリング加算)
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料(遠隔モニタリング加算)
- ・遺伝学的検査の注1に規定するもの
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・画像診断管理加算2
- ・CT撮影(64列)及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・心臓MRI撮影加算
- ・外来化学療法加算2
- ・無菌製剤処理料

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術)
- ・輸血管理料Ⅱ
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設術時嚥下機能評価加算
- ・看護職員処遇改善評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・酸素の購入単価
- ・歯科治療時医療管理料
- ・歯科訪問診療料の注15に規定する基準
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

その他の施設基準等

- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・入院時生活療養(Ⅰ)

入院基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

原則として付添いのご遠慮いただいておりますのでご了承ください。
ご要望等がございましたら看護師又は相談員までお尋ねください。

病床について： 全病床数193床（うち個室17床）

東2病棟 : 42床

算定する入院料 : 地域包括医療病棟入院料 《看護配置10対1》

当病棟では、1日に

12人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。

3人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置について

〈3交代制〉

08:30～16:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、7人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、15人以内

16:30～00:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、13人以内

00:30～08:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、13人以内

西2病棟 : 52床

算定する入院料 : 地域包括ケア病棟入院料1 《看護配置13対1》

当病棟では、1日に

11人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。

6人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置について

〈3交代制〉

08:30～16:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、7人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、8人以内

16:30～00:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、22人以内

00:30～08:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、22人以内

西3病棟 : 40床

算定する入院料 : 回復期リハビリテーション病棟入院料5 《看護配置15対1》

当病棟では、1日に

7人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。

4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置について

〈2交代制〉

08:30～16:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、11人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、11人以内

16:30～08:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、17人以内
- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、33人以内

1病棟 : 59床

算定する入院料 : 回復期リハビリテーション病棟入院料1 《看護配置13対1》

当病棟では、1日に

14人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。

6人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置について

〈2交代制〉

08:30～16:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、8人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、15人以内

16:30～08:30まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、19人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、57人以内

特別の療養環境の提供に関する事項

当院における個室料金は別紙のとおりです。

※利用状況によってはご希望に添えない場合がございます。

食事サービスに関する事項

1.入院食事療養費

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）および入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事を適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供しています。

2.特別食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別食を提供しています。

3.治療食の提供（腎臓病・肝臓病・糖尿病など）をしています

当院は疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食を提供しています。

4.食堂における食事の提供をしています

5.負担額について

所得区分		入院時の食事療養の標準負担額 （患者様負担額）
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食 510円 （1日3食1,530円）
区分 イ	現役並 Ⅱ	
区分 ウ	現役並 Ⅰ	
区分 エ	一般	
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食 240円 （1日3食 720円）
区分 オ 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食 190円 （1日3食 570円）
	低所得 Ⅰ	1食 110円 （1日3食 330円）

入院期間が180日を超える入院について

厚生労働大臣が定める常態にある患者さんを除き別途料金が必要になります。

1日につき 1,505円 （一般病棟入院基本料・地域一般入院料3の点数の15%相当）

1日につき 918円 （一般病棟入院基本料・特別入院基本料の点数の15%相当）

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

保険外負担(実費負担)に関するお願い

当院では別紙の項目について実費の負担をお願いしています。